

納税者の権利を糸口に憲法の本質を考える

# 憲法連続講座（全2回）

東京青年税理士連盟  
会 長 鈴木 茂和  
研究部長 阿部 寿男

東京青年税理士連盟では、故北野弘久先生の著書「税法学原論」の研究会を26年以上にわたって続けており、いわゆる「北野税法学」は青税活動の理論的支柱となっています。

「北野税法学」は、「日本国憲法の格調高い人権感覚を税法レベルにおいていかに具体的に理論化するか？」という問題意識を出発点として、「納税者基本権の具体化・体系化」という観点から税法学の体系を構築しています。

日本国憲法公布 70 周年に当たる今年、改憲が現実味を帯びて語られるなど、憲法を取り巻く状況は大きく動いています。最近語られている改憲の方向性は「日本国憲法の格調高い人権感覚」からずれてはいないでしょうか？

私たち税理士にとって、「租税法律主義に基づき、申告納税制度の理念にそって納税者の権利利益を擁護する」ことが使命の一つです。この機会に、「納税者（＝国民）の権利」を糸口に、憲法について改めて考えてみたいと思います。

ということで、このたび憲法に関する勉強会を企画しました。

講師には、日本大学教授で実務家としてもご活躍の阿部徳幸先生をお迎えします。春の「租税法の連続基礎講座」でおなじみですね。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日 時	第1回 11月14日（火）「憲法総論」 第2回 11月22日（水）「憲法各論」 時間はいずれも18：30～21：00
会 場	東京税理士会館会議室
講 師	阿部徳幸会員（日本大学教授、税理士、元東京青年税理士連盟会長）
対 象	会員・準会員
参加費	各回 500 円

なお、11月27日（月）には「共謀罪に関するセミナー」が開催されます。こちら是非ご参加ください。